

## 愛媛県青少年対策本部規程

昭和54年4月1日

愛媛県訓令第13号

(設置)

第1条 青少年の健全な育成を図るため、愛媛県青少年対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

(所掌事務等)

第2条 対策本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 青少年対策に係る総合的な企画に関すること。
- (2) 青少年対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 青少年対策の総合的な推進に関すること。

2 対策本部は、前項の事務を円滑に遂行するため必要があるときは、関係機関に対し協力を要請することができる。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、福祉政策統括監の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、対策本部の事務を統轄し、対策本部を代表する。

- 2 委員は、本部長とともに対策本部の所掌事務について審議する。

(会議)

第5条 対策本部の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 対策本部に幹事を置く。

- 2 幹事は、幹事会を組織し、対策本部の事務に従事する。

(事務局)

第7条 対策本部の事務を処理するため、保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課長の職にあるものをもって充てる。

(地方青少年対策班)

第8条 対策本部の所掌事務の処理を効率的に推進するため、その統轄の下に、地方局に地方青少年対策班を置く。

- 2 地方青少年対策班の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表 (第3条関係)

- |   |            |
|---|------------|
| 1 | 観光スポーツ文化部長 |
| 2 | 経済労働部長     |
| 3 | 副教育長       |
| 4 | 警察本部生活安全部長 |